大阪“みなと”カーボンニュートラルポート推進協議会

次世代エネルギー拠点形成部会　運営要領

１．構成員の参画について

（１）大阪“みなと”カーボンニュートラルポート推進協議会（以下「CNP推進協議会」）の会員から、本部会への参画を希望する事業者等があった場合は、以下の各項目に該当することが確認できれば、当該事業者は本部会に参画できるものとする。

①　現に水素等関連事業にお取り組みであること。もしくは、企業として将来の水素等の利活用や関連事業参入の検討意思が明確であること（事業戦略に書かれているなど）。

②　大阪港湾・臨海部での将来の水素等SC構築へのかかわり（製造、貯蔵、輸送、利活用、及びこれらに係る技術・製品・サービス開発、事業企画、調査等）が想定されていること。

③　議論に必要な事業情報提供に協力いただけること。

④　部会の場では各企業の対外秘情報は扱わないことについてご理解いただくこと。

（２）（１）の確認は、以下の手順で行う。

　①　事務局（大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課）は、参画意思のある事業者等情報を、本部会構成員及び関係者（CNP推進協議会設置要綱第３条第３項の関係者）に共有する。

　②　事務局は、参画意思のある事業者等に対し、（１）の各項目への該当についてヒアリングを行う。

　③　②のヒアリングを行った結果について、本部会構成員及び関係者に共有する。

２．情報の取り扱い

（１）本部会は非公開とする。

（２）本部会における共有情報は、公開資料または国等外部への提出・説明資料を前提として作成されたもの以外は、各構成員内限りで取り扱う。

（３）本部会の趣旨、構成員・関係者名称は、ホームページ（事務局が管理する大阪府のサイト。以下同じ。）に掲載する。

（４）本部会の開催に係る概要情報（開催日・場所、参加構成員（法人等名称）、議題、協議の概要等）は、事務局が作成し、部会構成員及び関係者の了解を得た後、ホームページに掲載する。

（５）本部会の協議経緯等を対外的に説明する場合は、説明しようとする者がその内容について部会構成員及び関係者に諮り、了解を得た範囲内で説明する。

策定日：2024（令和6）年３月11日

参考１：

大阪“みなと”カーボンニュートラルポート推進協議会設置要綱（抜粋）

（部会）

第３条 協議会は、必要に応じて、取組ごとに部会を設置することができる。

２ 部会は、座長が指名する構成員等を招集し開催する。

３ 座長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。ただし、事前に構成員等に報告するものとする。

（秘密保持）

第４条 第２条第１項において規定する構成員等並びに第２条第５項、第３条第３項に規定する関係者は、協議会及び部会で知り得た秘密を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（事務局等）

第７条

２ 協議会及び部会の議事の進行は、座長又は座長が指定した職員が行うことができる。

参考２：

大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）推進協議会に関する内規（抜粋）

（議事の進行（第７条第２項））

３　議事の進行は、以下によるものとする。

（４）次世代エネルギー拠点形成部会の議事の進行は、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課長、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課参事（技術）の順により行うものとする。